



金 沢 市 公 報

号外第3号の5

令和6年(2024年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

● 条 例

○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例
(議会議務局) 1

ページ

● 議会規則

○金沢市議会会議規則の一部を改正する規則
(") 2

条 例

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎ 金沢市条例第37号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第17条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条第2項、第23条第1項、第24条第2項及び第26条の2第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条の2中、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。第27条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市議会議長 高 誠

◎金沢市議会規則第1号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第107条（決定書の交付）」を「第107条（決定の通知）」に改める。

目次中「第117条（懲罰動議の審査）」を

「第117条（懲罰動議の審査）

第117条の2（代理弁明）」に改める。

目次中「第16章 協議又は調整を行うための場（第128条）」を「第16章 協議又は調整を行うための場（第128条・第128条の2）」に改める。

目次中「第128条（協議又は調整を行うための場）」を

「第128条（協議又は調整を行うための場）

第128条の2（協議等の場の開催方法の特例）」に改める。

目次中「第18章 補則（第130条）」を「第18章 補則（第129条の2—第130

条)」に改める。

目次中「第130条（会議規則の疑義に対する措置）」を

「第129条の2（電子情報処理組織による通知等）

第129条の3（電磁的記録による作成等）

第130条（会議規則の疑義に対する措置）」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条、第47条第1項、第49条第1項、第52条第1項、第86条第3項及び第115条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。」に改め、同条中「承認」を「許可」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第26条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第28条中「順次、投票を備付けの投票箱に投入する。」を「議長の指示に従って、順次、投票する。」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条同項の次に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第36条第1項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改め、「聞き」を「聴き」に改める。

第37条中「まって」を「待って」に改める。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に改め、「会議」を「議会」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第61条中「（質疑の回数）」を「（（質疑の回数））」に改め、「（質疑、討論の省略又は終結）」を「（（質疑、討論の省略又は終結））」に改める。

第62条中「又は議長の」を「、又は議長の」に改める。

第67条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第74条中「審査」の次に「又は調査」を加える。

第77条及び第80条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第80条第2項、第85条及び第86条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第81条第1項並びに第86条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第83条中「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に改め、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に改め、「（投票）」を「（（投票））」に改め、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に改め、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に改め、「第1項（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））第1項」に改め、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第94条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第96条第1項中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第97条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第98条中第2項を第3項とし、同条第1項中「意見を付け、議長に」を「議長に」に改め、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第100条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第106条中「第3項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））第3項」に改める。

第107条を次のように改める。

（決定の通知）

第107条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第116条中「第2項（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））第2項」に改める。

第117条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第117条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第124条中「、印刷して」を削る。

第125条中「（発言の取消し又は訂正）」を「（（発言の取消し又は訂正））」に改める。

第128条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第128条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第129条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（（日程の作成及び配布））、第95条（（請願文書表の作成及び配布））第1項、第96条（（請願の委員会付託））第1項及び第124条（（会議録の配布））の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。
（電磁的記録による作成等）

- 第129条の3 この規則の規定（第27条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第83条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年(2024年)3月27日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄